

特249

49



* 0023169000 *

0023169-000

特249-49

産聯パンフレット

全国産業団体聯合会事務局

第11輯

昭和13

ADD

206

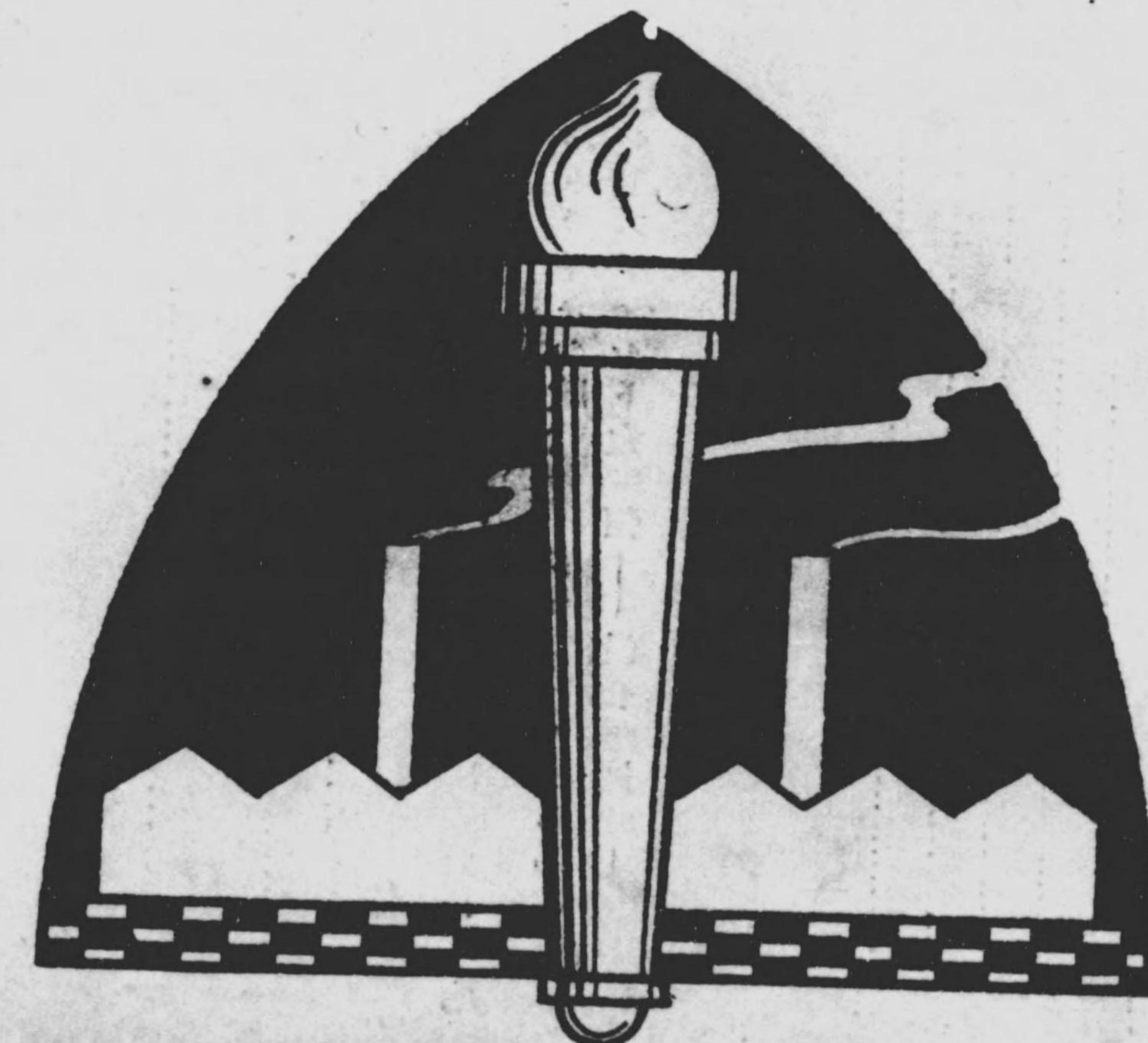
特249

トツルフンバ助士

49

第一十第

相諸のルーキデ・ユニ



全產業團體聯合發行會行

38
39

産聯パンフレット第十一輯目次

ニュー・デイールの諸相

一、米國ニュー・デイールの失敗

インフレ政策の再現——ルーズベルト政治は三つのR——ニュー・デイールの景氣政策は失敗した

二、ニュー・デイールと労働組合

労働組合の地位躍進——ニュー・デイール政治はストライキの政治 ジョン・ルイスの慧星的發展——CIOの組織まで——選舉の神様ルーズベルト大統領——教化機關としての労働組合

集報

- ◇軍需品工場の交替制実施に關する通牒 二七
- ◇勞資關係調整方策實施に關する通牒 二八
- ◇銃後後援強化週間實施要綱 二九
- ◇產業報國會規約の實例 三〇
- ◇關東產聯產業平和委員會に關する報告 三一
- ◇其後の小賣物價及生計費指數(第四回) 三二

ニュー・デイールの諸相

全國產業團體聯合會調查課

ニュー・デイールの失敗——景氣の頓挫

アーフレ政策の再現 ヒトラ總統とルーズベルト大統領は、一九三三年時を同じくして失業撲滅の十字軍を起した。『我輩が起つも倒るゝも、失業撲滅の成否如何に在る』と迄絶叫したルーズベルト大統領であつた。ヒトラ總統も同じやうな事を宣言し、端なくも兩者競争の姿となつたが、失業十字軍ではル大統領の方が一敗地に塗れ、ヒトラ總統に頭があがらぬ態である。獨逸では已に失業撲滅に成功したのみか、勞力

不足著しく農業労力を外國から移入する騒ぎだが、昨秋ウォール街のガラ以來米國の失業問題は一大逆轉を示した。今年六月米國の失業者數は千二、三百萬人で、千五百萬人と言はれた一九三三年當時の失業者數に接近したから世間が沸いたのである。ル

ーズヴエルト政府も一度治りかけてゐたインフレ政策を再び持出さねばならぬ羽目になり、總數四十億弗餘（邦貨百四十八億圓）を救濟費に投じて失業撲滅十字軍を再興した。即ち、救濟事業促進局並に公共事業局關係三十二億弗、農業救濟七億弗が直接失業撲滅費として決定されたのである。併し、此外信用インフレ其他景氣振興策として三十億弗支出が決定され總額七十一億弗（邦貨二百四十億圓）といふ天文學的數字が、景氣政策を含めた直接間接の失業十字軍費として支出されやうといふのであつて茲に改めて、ル大統領の放膽さが全世界に再確認された。

ルーズヴエルト政治は三つのR ニュー・デイール政治は三本脚の政治だといふ。

即ち、救濟 Relief、景氣回復 Recovery、社會改良 Reform の三鬼を追ふ慾深い政治である。大に社會政策を行ひ、夫れが直ちに景氣政策になるならば、世間に苦勞はいらぬ。動物が前進する場合、二本の足か四本の足を使ふのを普通とする。三本の脚は中途半端である。夫れがあらぬか、施政五年のルーズヴエルトは一向に前進せず、四

五年を周期にして同じ場所をグル／＼回轉してゐる。五年間のニュー・デイール経費二百億弗（邦貨七百四十億圓）と稱せられるが、昨秋來の不景氣打開策として、ル政府は新たに七十一億弗の資金大放出を敢行し、五年前に逆戻りしてニュー・デイール放慢財政を繰返しさうな形勢で、特に救濟政治の逆轉が印象的である。五年以前ル政府は緊急救濟局 Federal Emergency Administration を設け直接救濟を實行した。漸次景氣の立直りにつれて被救濟者數を減じ、一九三五年五百萬人となつた時、機構を改組して救濟事業促進局 Works Progress Administration を設け、五百萬人中三百五十萬人を同局の管轄とし、殘餘百五十萬人を各州並に都市の救濟に移した。政府の失業救濟は頗る多種多様固より前述の事業のみに留らぬが、見透しとしては政府の景氣政策が成功するにつれ、失業者は漸次民間事業に吸收され、年に鉅億の支出を必要とする救濟費が不必要となり、豫算均衡、健全財政の復活となるだらうといふのであつた。そして、二年以前には政府の見透しが的中しるうな形勢であつたのだが、昨秋ウオー

ル街の暴落に續く深刻な不況は、政府の見透しを根柢から覆し、ルーズヴェルト政府の三脚政治を悲觀のどん底に突き落したのである。

ニュー・ディールの景氣政策は失敗した　昨年春の頃はニュー・ディール政治の好景氣絶頂時代で、労働相バーキンス女史の如き全國放送のラヂオ演説で國民所得の好轉を自讃した程である。昨年九月のこととて、バーキンス女史は次の數字をあげてニュー・ディールの成功を立證しようとした。

一九三三年一月乃至三月

一九三七年一月乃至三月

(イ) 製造工業労働者の週所得平均八千七十萬弗	一億九千四百九十萬弗
(ロ) 農民の現金所得八億八千四百萬弗	十七億三千九百萬弗
(ハ) 紐育聯邦準備銀行調査の 百六十八會社業績	〔缺損 四千三百六十萬弗 利益 二億五千六十萬弗〕
(ニ) Aクラス諸鐵道	缺損 九千四百萬弗 利益 千四百十萬弗

然るに、バーキンス女史の怪氣焰と前後してウォール街のガラ襲來となり、不景

氣は益々深刻化して年を越え、今春には一九三三年の恐慌に近い慘狀を呈したから皮肉である。そこで、政府の七十一億弗の大支出案となつたが、今度は國民もル大統領の景氣政策を信用しなくなつてゐる。所謂ポンプ迎え水 Pump-priming 政策、略稱ポンプ政策なるものが國民の信用を喪つたことは、今夏政府が金を撒いて景氣が回復出來るかといふ命題で、國民賛否の模擬投票をやつたところ、五對三の割合で反対派が勝つた事實が之を語つてゐる。

ルーズヴェルト政府は、購買力景氣説の信仰並々ならぬものがあつた。勞銀増加に依つて國民大衆の所得が増加すれば、消費増大して景氣が直るとの建前で進んだが、此の景氣打開策は失敗に終つた。失敗には種々の原因があつたが、その一大原因是物價政策の失敗から來た。勤勞階級の貨幣所得が増加したことは事實であるが、物價は夫れに先廻りして騰貴した爲め労働者の生活改善は一空に歸した。ニュー・ディール經濟政策の批評に於て一方の權威であるブルッキングス研究所 Brookings Institution

はNRAの成果について次ぎの結論を下した。

(1) 勞働者の時間給はNIRA(産業復興法)の結果一〇%増加したが、生計指數も一〇%昂騰した。

(2) NRAの結果、全國勤労階級の三分の一は却て購買力低下した。即ち、官吏、農業労働者、家庭労働者等は何等増給なく却て生計指數一割昂騰で打撃を受けた。右の状態はNIRAが一九三五年五月廿七日聯邦大審院で違憲判決を與へられ、青鷺の葬式が行はれる迄繼續した。要するに、ル大統領の購買力景氣論の失敗は今や已に蔽ふべからざる事實となつた。今春四月七十一億弗のボンブ政策が聲明されたる際倫敦エコノミスト誌もル大統領の政策の根本的誤謬を大要次のやうに指摘した。曰く昨年秋からの米國不況に際し『消費者ストライキ』Consumers' Strikeなるものが起つて、不況激化の重大原因となつたが、是れはル大統領の労働政策、經濟政策の根本的缺陷を曝露したものだ。大統領は賃金引上げ、労働時間減少を目標にし、其の経過は

次の數字となつて具體化した。(National Industrial Conference Board 調査)

	一九二九年八月	一九三六年八月	一九三七年八月
時 間 給(平均) 弗	○・五七八	○・六一六	○・七一三
週 給 所 得(平均) 弗	二七・九四	二四・六六	二七・七六
週労働時間數(平均)	四八・四〇	四〇・〇〇	三八・九〇

右の如く時間給は二四%激騰し、夫丈け生産費増加を來したにも拘はらず、労働者の實收は、却て減少した。加之、物價騰貴のため實質賃金減少し、名目賃金、實質賃金の兩方面から二重の打撃を受けた。此の惡影響は數年間表面化しなかつたが、昨年夏から今年夏への一年間に爆發して殆ど恐慌的な不況となつたものである。此の一年間に小賣物價九%騰貴し建築費一八%暴騰した。其結果として所謂『消費者のストライキ』が擡頭し小賣々上額の減少とはなつた。要するに生産を減じ乍ら多くを消費するといふニユート・デイールの政策は一場の空想であること、此の政策の强行が國民

經濟の破綻に終る外なきことは、米國のル大統領の政治並にフランスのブルム人戦内閣政治に於て實證されたのである。

更に注意すべきことは、大統領が其の景氣政策に於て失敗せる如く、社會改良政策の一角に於て重大失敗を招いたことである。政府當初の目標は有產階級の購買力を國民大衆に移して資本主義機構に修正を加へんとするに在つたが、ニュー・ディール政治の實績は、國民所得の社會各階級間に於ける分配狀態に殆ど變化のなかつたことを示した。即ち次の數字は、ニュー・ディール政治下の勤労階級の所得が政府の期待を裏切つて何等増加しなかつたことを示してゐる。

賃金、俸給（勤労）所得の國民所得總額に對する割合

一九二九年（好況時）	六四・三%
一九三二年（恐慌の底）	六一・七%
一九三五年（ルーズヴェルト政治三年目）	六一・九%

一一、ニュー・ディールと勞働組合——AFLとCIO

勞働組合の地位躍進 米國のニュー・ディール政治は、僅か半年の間に米國勞働同盟AFLが半世紀かかつたことを完成したとの評がある。洵にルーズヴェルト政治と共に勞働組合の地位が激變し一大飛躍を遂げたことは、ブルム社會黨政府下に於けるフランス勞働組合の夫れと同様である。フランスの或る學者は、ルイスの率ゐるCIOを以てネオ・サン・デカリズムとなし、米國に於ける勞働組合獨裁政府の端緒を認め、勞働組合の地位躍進の結果、米國の資本主義機構に根本的變化が將來されんとする形勢を認識せんとする程である。發端は、例の産業復興法（NIRA）第七條Aの規定に依つて、（イ）勞働者の組合組織の自由（ロ）團體交渉權の確立の二大原則の外、會社組合Company Unionの排撃、最低賃金、最高勞働時間、少年勞働禁止等、米國勞働史上の劃期的立法を試みたことであつた。NIRAの制定後一年、一九三五年五月廿七日聯邦大審院の違憲判決に依つて産業復興法は葬られたが、第七條Aの規定はワグ

ナ法に依つて換骨脱胎されて命脈を繼ぎとめた。然も、ワグナ法は昨年四月十二日聯邦大審院に依つて其の適法なることが確認され、(1)労働者の團結権、(2)代表者の自由選擇、(3)使用者は從業員過半數の團體を唯一の交渉團體として認むることを強制されること、(4)使用者は右團體との交渉を拒絶し得ざることが確認された。更に別に述べる如く今年の聯邦議會に於て、最低賃金並に労働時間法が制定されたので、ルーズヴエルト政府は米國勞働者のマグナ・カルタの重要な數章を確立したことになつた。

ニュー・デイール政治はストライキの政治 ニュー・デイール政治は即ちストライキ政治たるの奇觀を呈した。ルーズヴエルト政治がさうであつた如く、フランス版ニューア・デイールたるブルム社會黨内閣の政治もさうであつた。米佛兩國は世界を獨裁國と民主々義國に二分して宣傳これ努めるのであるが、事實はストライキ國と非ストライキ國の二大分野に世界の列強が分割されてゐる。即ち、米佛兩國の排撃已まざる獨佛兩國は非ストライキ國であり、米佛兩國のストライキは往々にして内亂に近い紛擾を醸した。

昨今フランスのダラヂエ内閣を惱ましたマルセーユ港の罷業では、軍隊が出動して荷役をやつたやうである。昨年の米國の如き罷業騒ぎで軍隊の出動をみたこと幾度、内亂國たるの外觀をさへ呈した。從て、米佛の所謂民主國は内亂性罷業國として富の分配の紛争に熱中せるに反し、獨伊兩國は非内亂國として富の創造に没頭するとでも云はれる様な奇現象を呈してゐるのである。米國労働省の月刊誌『労働評論』も次のやうに述べてゐる。

『昨一九三七年は米國史上空前のストライキ年であつた。罷業回數から言へば一九一七年は殆ど昨年に匹敵し、又た罷業労働者數から言へば（一九一九年が昨年の倍以上といふ特例を除き）他の何れの年度よりも昨年が多かつた。』一昨年末から昨年へかけての米國のストライキが前例のない重大性を持つてゐるのは、自動車工業とかスチールとか從來難攻不落とされてゐた米國の主要産業がルイスの率ゐるC I Oに攻略されたためであつた。當時に於けるルイス一派の進出ぶりは全く物凄いもので、フランス

の學者が之を以てネオ・サンデカリズムの出現とみたのも無理からぬことであつた。

ジョン・ルイスの彗星的發展 索にニュー・デイール下米國勞働界の彗星的人物ジョン・ルイスが登場する順番である。一昨年から昨年へかけてのルイスの人氣は非常なもので、新聞には毎日、大きな寫眞や漫畫の似顔が載るし、ルーズベルト大統領を押し退けて新聞面にのさばつたものだが、去年の後半から人氣者ルイスの星も傾き殊に今年五月には一大痛棒を喫してゐる。今秋十一月は全米に選舉戦が展開される。

今年は米國の選舉年で、春から已に各地に其の豫選が行はれてゐる。五月ペンシルヴァニア州で行はれた豫選も其の一つで、ルイスは現に同州の副知事であるケネディ（ケネディはルイスの統率する米國坑夫組合の役員である）を州知事候補に推して政戰に臨んだがケネディは豫選で敗北した。ルイスに勞働黨組織の政治的野心あり 睨んでゐた財界其他右翼諸勢力の安堵と喜びは非常なもので、昨年から人氣失墜の形勢を認められたルイスの急進主義も愈々壁に突當つたかの印象を與へた。ルイスの猛攻突

擊の戰法は已に彼の部下にさへ反動を惹起したらしく、今度のケネディ選舉戦に際しては度重なる政治資金の徵收に不平を懷くルイス配下の組合勞働者連が親身になつて自派のケネディを應援しなかつた。

風雲兒ジョン・ルイスは今年五十八歳、年少十七歳にして炭坑夫となつてからの四十餘年を勞働界に戦ひ續けた男である。會つての印象は彼の眉だ。芋蟲のやうな太い眉だ。本人はナボレオンを以て任じてゐることだが、眉はビスマルク張りのいかつい眉である。恐ろしく特徴のある顔で、新聞漫畫家の寵兒である。米國人はルイスの風貌を巖のやうだと形容する。精力の絶倫を語る巖の顎ださうだ。心持ちは奈翁、眉はビスマルク、巖の顎、洵に容易ならぬ人物ではある。年少頗る研究心強く、好學、加へて自己の運命の偉大さを確信して疑はなかつた。三十一歳の時勞働總同盟首領ゴムバースに見出されたのが出頭の初まりで、やがて坑夫組合の統計主任に任命された。數字を得意とするルイスが生來の政治家といふに於て、財界には恐ろしい敵手だと言

はねばならぬ。ルーズヴェルトが大統領に就任した一九三三年には、ルイスは已に米國坑夫の組合長十三年の貢祿を積んでゐたが、當時のルイスは逆境のドン底でニュー・デイールがルイスの起死回生の機縁となつたものである。

石油其他の燃料の壓迫を受けて、炭業界が左り前になつたことが、直ちに坑夫組合 United Mine Workers の没落となつた。四十幾萬の組合員は十五萬人臺に激減し組合長ルイスの拱手傍観の無爲無策は配下の呪咀の的となつてゐた所に、ルーズヴェルト大統領の恐慌克服政治が開始された。當時ブレーン・トラストの筆頭モーレ教授に招かれてニュー・デイールの畫策に走せ參じたことがルイス起死回生の因となつた。ルイスの政策は資本、労働、政府の三部制で企業の運營に當るといふ案であつた。ルイスの最後の目標は、労働者の事業經營介入に在るやうだが、當時はそこ迄は發展せず先づ労働組合の地位を確立、向上せしめて使用者への對等的地位に近づかうとした。ルイス案は政府に容れられ、NIRA第七條Aの規定となつて具體化したのである。

ルイスに取つては一世一代の好機到來である。茫然自失のルイスが獅子の飛躍に移つた。組合の資金七萬五千を賭けた乾坤一擲の戰が始まられた。自動車、トラック、旗スローガン、全米炭坑地方の東西南北に組織隊が飛ぶ……ルーズヴェルト大統領は俺達の味方だ——ルイス組合長と大統領が手を握つてゐ——オルガナイザが喚き立てたのである。尾羽打ち枯らした坑夫組合は茲に空前の大飛躍を遂げ十五萬人の組合員が僅か二ヶ月の間に五十一萬五千人に飛躍し、風雲兒ルイスのちらが天下とはなつたのである。CIOの組織まで勢に乗じたルイスは、米國労働同盟の左翼を率ゐて益々其の攻勢的態度を強化して行つた。争ひの題目は總同盟内部の舊い禍因たる職業別組合對產業別組合の問題である。總同盟五十幾年の歴史は職業別組合 Craft Union を主潮として來たが、大量生産の勃興につれて熟練に依頼するクラフト・ユニオンの勢力は失墜して行つた。工業の機械化が熟練工の地位を脅かして來たことは、年產額二十幾億弗の自動車工業、——米國一二の主要産業たる自動車工業が次第に熟練工の工業でな

くなつた事實が之を明示する。即ち自動車工業の工程中

四五%は……………一日乃至三日間

三五% ………………一週間

七% ………………一週間

一三% ………………一ヶ月乃至一年以上

で習得出来るといふ工業界の激變は、米國労働總同盟の熟練工中心主義を恐ろしく時代後れのものにした。クラフト・ユニオンでは今後の發展を期待し難くなつたのである。ジョン・ルイスが産業別組合 Industrial Union への轉換を主張し、非熟練工をも傘下に抱擁する各種産業別組合を以て労働組合の飛躍的發展を狙つたのは、米國工業の發展過程に調子を合せようとしたものである。米國労働總同盟内部に於ける此の兩派の争はルイスの勢力躍進につれて激化し、一九三五年十一月ルイスは遂にCIO、即ち産業別組合組織委員會 Committee for Industrial Organisation なるものを組織し

て總同盟會長グリーン一派との抗争を開始した。夫れ以來の米國労働界は労資間のストライキ戦に配するに總同盟 AFL (American Federation of Labor) 對CIOの戰ひで三派鼎立戦の觀を呈し、現に今春來の政戰では、AFLはCIOの候補を叩き落すために反對黨を應援する始末である。五月のペンシルヴァニア州知事豫選で坑夫組合役員ケネディ（現に同州副知事）が敗れたのもグリーン一派AFLの反對が大に影響してゐる。とまれ、CIOの略字が、茲兩三年來米國新聞紙上で、最も通りのいゝ言葉になつてゐる事實からみても、ルイスの活躍ぶりが察せられる。CIO樹立當時の組合労働者數は九十萬人と稱せられたが、昨今已に總同盟を抜き、總同盟の三百六十萬人（組合員、會費歲入約百二十萬弗、邦貨約四百四十萬圓）に對しCIOは三百七十萬人（會費歲入約百八十萬弗、邦貨六百六十萬圓）と稱せられてゐる。一九三六年秋の選舉でルーズベルトが大統領に再選された時、ルイスのCIOの援助に負ふ所頗る大であつた。一九三三年以來ルイスとルーズベルトとは相互に助け助けられ

た關係だが、此のルーズベルト再選確定後、米國全土には恐るべきストライキ戦が展開された。丸三ヶ月に亘つた太平洋岸の沖仲仕罷業を始め、潜水艦工場、航空機工場の如き軍需工業から自動車、製鋼、電機、綿業、ゴム、等々、内亂のやうなストライキ騒動が各地に勃發した。侵冠不可能視されたスチールや自動車にも火がついた。ゼネラル・モータースでは米國最初といふ大仕掛けの工場占領 Sit-down Strike が四十三日も續いた後ルイスの勝利に歸した。U・S・スチールの一構成分子たるカーネギ・イリノイス會社の外、更に一二三鋼鐵會社を衝いたルイスは戦はずして勝利を得た。米國の重要產業であり、從來絶對に組合の侵入を許さなかつたスチール、自動車の一角を攻略したルイスの猛進ぶりは、不可能を克服した英雄兒の仕事でもあるかのやうに米國人を驚かし、且つ眩惑した。併し其の頃がルイス得意の絶頂時代で、昨年六七月には Little Steel (ユー・エス・スチール其他二三の大會社以外の製鋼會社) の爭議に慘敗、CIOの華々しい記錄に最初の黒星がついた。その頃からCIOもルイ

スも漸次米國民一人氣を失ひかけた。人氣失墜の原因は、一二年間ルイスの華々しい動き、眩惑されてゐた米國人が冷靜にCIOを批判し始めると共に、その危險性を警戒始めたからである。

米國労働總同盟がダラ幹の巣のやうに罵倒され乍ら半世紀以上も米國の大勢力となつてゐるのは、其の賢明な政治不介入主義の賜だ。労働組合が國內の一大勢力に發展した後、更に政治的勢力に結成すれば如何なる惨状を呈するかは、三四年来のフランクスが之を明示してゐる。一九三六年の再選前後からル大統領は進歩的な新黨組織を匂はせたことも幾度がある。ルイスも表面夫れを否認し乍らも、彼の腹の底には労働者の政黨を作る大望が潜んでゐるかに想像されてゐる。然も、米國の大衆は階級的な労働政黨の組織には反対だ。幻覺かどうかは知らぬが、米國のデモクラシーには階級なしとする彼等の信念、といふも寧ろ其の感情が労働政黨を排撃する。ルイスは米國デモクラシーの擁護者を以て自任し、社會主義や共產主義排撃を言明するが、米國中産

階級はルイスの心底深く政黨組織に伴ふ階級闘争激發の意祕めらるゝものと推察し、之がルイスの人氣を衰へさせる一因となつた。ブルム人民戦線内閣以來、労働組合政界支配に虐めぬかれてゐるフランスの一批評家が米國中產階級の元氣氣魄を次のやうに禮讃するのも面白い。曰く『米國の中產階級は軽抜や卑怯者でない。彼等は必要に應じては自己街頭に進出し、自分の力で秩序を維持する。現に昨年春の大罷業の際秩序破壊の危険に陥つた各地では市民自ら街頭に進出して自衛團を組織し自らの秩序防衛に當つた例が多い』と。

選舉の神様ルーズベルト大統領 米國財界に於けるルーズベルト排撃熱は殆ど爆發點に達してゐる。財界人が數人寄集まれば、辭書に有りつけの呪咀惡罵が大統領に向けられるさうで、夫れかあらぬか、大統領外出時の身邊の護衛といふのが、是亦また史上空前の嚴戒だといふ。昨秋ウォール街の暴落に續く不況の深化と共に、大

統領の人氣は顕落し米國名物男ルーズベルト大統領も愈々最後の日が來るかに思はれた。大審院改革案とか、行政機構改革案とか彼の名譽をかけた重大法案が議會で葬られ、大統領已に恐るゝに足らずとみてか、與黨議員中にさへ叛旗を翻す者が現はれる始末であつた。所が、愈々今秋の總選舉を控え、各地の選舉が始まるに及んで選舉の神ルーズベルトの異價が再確認された。其のキツカケは今年六月初旬舉行されたフロリダ州選出の聯邦上院議員の豫選で大統領派のニュー・ディール候補が堂々勝利を收めた事件である。世間一般も驚いたが、膽を潰し仰天したのは與黨中の叛逆分子で大慌てに叛旗をヒッ込めた。例の『最低賃金並に勞働時間法』が議會を通過したのもこれが爲めであつた。あれだけ人氣の落ちた大統領でも、選舉となればまだ勝味を失つてゐない。選舉民は不景氣が大統領の責任でないと判断したのではないが、何十億の救濟金の放出を徳としてゐるのだ。政黨華かなりし日本政界にも『我田引鐵』時代なるものがあり、反對黨の切齒扼腕も我田引鐵政策の前には一敗地に塗れた。米

國の共和黨が大統領の救濟政治をいかに痛罵しても、選舉民は動かない。共和黨の世になればルーズベルト程の大盤振舞がなくなることを知つてゐる彼等は、矢張りニュー・ディール候補に投票するため、是非善惡を他所に、ルーズベルト大統領の選舉の神さま振りは微動だもしないことになる。大統領の任期はあと二年だが、今秋上院議員の三分の一、下院議員全部、州知事等の總選舉戰では又々ニュー・ディール派の勝利に終るのでないかとみられてゐる所以である。殊に、七十一億弗の新ボンブ政策が利いて景氣も頗る立直り、秋高景氣を見越されてゐることは、益々大統領の陣營を明るくする一方、財界人は憂鬱にならざるを得ないだらう。

教化機關としての労働組合 ドイツ、イタリの如き全體主義國家では、労働者の團體を教化機關とし、完備した娛樂設備や集會を利用して獨特の國家思想を吹き込む工夫になつてゐる。米國の労働組合にも可なりの種々相があり、鐵道從業員の四大組合の如き、A.F.L.にもC.I.O.にも參加せず、互助組合の傳統を守り、組合自身千萬弗長

者といふ變つたのがある。組合は或は數百萬弗を投じて市俄古摩天樓ビルを建築して家主業を營む。或は自ら炭坑を買入れて經營し、労働條件に就て坑夫組合のジョン・ルイスと争つたりする。鐵道事業では労働者だが、組合員としては堂々たる資本家、一身を兩體に使分ける變つた労働組合だ。併乍ら、米國労働界の異彩は、近頃ルイスと共に賣出してゐるデュビンスキ David Dubinsky の率ゐる婦人服労働組合 I.L.G. W.U. (International Ladies Garment Workers Union) である。

米國の富力や社會情勢を考へたならば此の組合などこそ米國労働界將來の針路を暗示するのではないかと考へられる。面白いのはデュビンスキの組合觀だ。彼は労働組合なるものは、資本家と労働條件を押問答する機關といふやうな唯物的なものであつてはいけない、組合は同時に人間の教化、修養の機關だとの信念から着々之を實行してゐることだ。組合は生活態度を教へるものだと抱負である。組合員二十六萬、會費歲百五十萬弗(邦貨五百五十萬圓)しかもデュビンスキの天才的な財政手腕がある

ので、計畫を實行する財力に不足はない。全米の組合支部の教育部では、米國史、時

二十四

事問題、議會法、勞働問題、組合事務實習等の課目に就て、米國有數の名士が講壇に立つ。一方、娛樂機構の整備は恐らく世界第一でないかと言はれる程で、勞働者の趣味の向上、教養の洗練に深い意が用ひられる。野球、蹴球、籠球は言ふに及ばず、音樂團四十を算し、紐育には『勞働劇壇』を有し、組合歌劇團がアイーダを上演するかと思へば、映畫班は藝術映畫ゾラを提供する。組合で繪畫展覽會も開く。教化部では組合の有望學生を大學に送つてゐる。數年前組合はペンシルヴァニア州フォレ斯特・パークに五十萬弗を投じて某富豪の別荘地を購入して別荘を築營、千人の宿泊所を設けた。一枚の組合證さへあれば食事附一週十九ドルで別荘暮しが出來、テニス、水泳乗馬が楽しめる。デュビンスキは、組合は財政的に自立するだけではまだ不充分である、組合員の威嚴と自尊のため宜しく積極的に公共事業に寄附すべしとの意見で、組合の帳簿には米國赤十字社への寄附一萬弗、羅府病院への寄附七萬五千弗、紐育萬國

博覽會債券投資十萬弗等が記帳されてゐる。更に組合の一つの誇りは紐育市に堂々たる大病院を組合で經營してゐることで、毎年九萬人の組合員が此處で低廉親切な醫療を受けてゐる。組合費問題に關するデュビンスキの意見も變つてゐる。米國の勞働組合では、會社が賃金を支拂ふ際に組合費を天引させ、組合費の集金を確實にしてゐる。此の組合費天引 Check-off は組合財政の基礎を鞏固にし、組合としては實行を必要とする事柄だ。爭議の題目に往々天引問題が加はつてゐるもの之がためであるが、デュビンスキだけは此の組合費天引に反対してゐる。組合員が組合を自分のものと考
、
自分のものとして組合を大切にするやうに教育するためには、天引の如き強制策は不可である、宜しく各自の自由意思に任すべきだとの意見だといふ。彼の變り者である一面を語る資料であらう。デュビンスキ、當年五十七歳、米國勞働運動の大先達で組合の若者には保守的だとか頭が舊いとか攻撃される。併し、勞働組合は飽迄堅實日建設的なものでなければならぬといふ彼の信念が、世界隨一といふ教化機構や、優れた

娛樂設備大病院などを彼の組合に與へたものであらう。

二六

彙

報

◇軍需品工場の交替制實施に 關する通牒

厚生省に於ては生産力擴充に伴ふ勞働力の維持培養を圖る爲昨年十月「軍需品工場に對する指導方針」(全產聯會報號外昭十二・十・六・參照)を各地方長官宛通達しそのうち交替制採用に關する事項については特に研究中であつたが、去六月二十三日閣議決定の次第もあり、物資動員に基く失業對策等時局の推移に伴つて一層之が急速實施を必要とするに至つたので去八月十九日左の如く實施要綱に基づき全國軍需品工場に對し交替制採用に付指導すべき旨地方長官宛通牒を發した。

軍需品工場に於ける交替制實施要綱

現下の情勢に鑑み軍需品工場 工作機械及び原料材料等の基礎工業を含むに於ける既存の設備を利用し

其の生産力を最高度に發揚し併せて勞働力の保護を期する爲には交替制を實施するの要あり交替制の採用に付ては昭和十二年十月「軍需品工場に對する指導方針」に於て示したる所なるも特に左記事項に留意すること
一、交替制の方式に付ては作業の種類、勞働事情等を考慮し最大の生産を擧げ得る制度を採用すること
二、一日の就業時間は十二時間以内とすること但し交替班の轉換日に於ける就業時間は十八時間を超えざること
三、危險又は衛生上有害なる場所に於ける業務、重量物を取扱ふ業務、特に注意力思考力を必要とする業務又は多數の保護職工を使用する業務に付ては出來得る限り短き就業時間に依る交替制を考慮し實施可能なる場合は三交替制を採用すること

四、交替班の轉換は十日を超える期間毎に之を行ひ其の際成るべく休日を與ふること、但就業時間十時間以内の交替班の轉換に付ては十五日を超える期間毎に之を行ふを妨げざること

五、交替制による就業時間の短縮の場合に於ける賃金

其の他の給與に付ては特に留意すること

六、新入不熟練工は相當の期間特別の指導を加へたる後交替班に編入すること

七、作業工程を出來得る限り分業化し單純作業への轉換を計ること

八、夜間照明を充分ならしむると共に眩輝を起さざるやう電燈の配置、器具等に注意し照明を充分ならしむること

九、夜間勤務者の休養、栄養に留意すること

十、職工の増加に伴ひ寄宿舎又は住宅の施設に考慮を拂ふこと

十一、職工の募集に付ては原則として職業紹介所を利用すること

◇労資關係調整方策實施に
關する通牒

厚生省は去八月二十四日勞第五五號を以て厚生内務

兩次官の連署に依り各地方長官宛次の如き依命通牒を發した。此の際各社に於ても本通牒の趣旨を體し産業報國會又は之に準ずる機關を設置し若くは既存の機關を整備擴充せられんことを重ねて希望する次第である

労資關係調整方策實施に關する件依命通牒

最近に於ける労資の關係を見るに労資雙方共克く時局の重大性を認識し極力相互間の摩擦を避け協心戮力して産業の平和と生産力の擴充とに努むるの態度を示しつつあることは甚だ喜ぶべき傾向と認めらる、然れ共今後時局の推移に伴ひ産業労働界に幾多複雑困難な問題の相次いで惹起することなきを保し難きに就ては此の際斯かる氣風を益々助長すると共に、更に進んで労資の關係を調整すべき確固たる方策を樹立するの事業主從業員各々其の職分に依りて結ばれたる有機的要極めて緊切なりと謂はざるべからず、惟ふに産業は事業主從業員各々其の職分に依りて結ばれたる有機的一體にして其の階級の對立、利害の衝突等の存在すべきものにあらず而も産業究極の使命は之に依て國民成上遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也。

の會議に際し既に屢々訓示指示せられたる所にして各位は其の趣旨に従ひ既に御配慮のことと思料せらるるも今回別添の如き労資關係調整方策要綱の決定を見たるに就ては爾今本要綱に依り實施相成所期の目的達成上遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也。

労資關係調整方策要綱

一、労資雙方に對し皇國産業の本義たる労資一體産業報國の精神を普及徹底せしむること

各種の會合等労資に接觸する機會を捉へて本精神の強調宣揚を圖り他面之が爲の講演會、懇談會等を開催すること

二、各事業場内に右の精神を具現せしむる目的を以て左記要綱に依り團體（例へば産業報國會）の設置を勵奨すること

（一）組 織
事業主從業員雙方を含めたる全體組織のものたること

對し涵養徹底せしむることは現下の時局に鑑み最も喫緊の要務なりと認めらる、本件に關しては先般來各種

(一) 目的

事業主從業員雙方をして產業の國家的使命を體して勞資一體產業報國の精神の把握並に實踐を期せしむること

(二) 事業

(イ) 総談會の開催

勞資懇談の機關（委員會）を設け產業報國の精神を基調として能率増進、待遇、福利、共濟、教養その他各般の問題に亘り隔意なき懇談を遂げ相互の完全なる理解と協力を實現し勞資一體產業報國の實を擧ぐるに努むること

委員の決定、委員會の構成並に會議の方法等は各事業場の實情に應じ適宜之を定むこと但し從業員たる委員には從業員自ら選びたるもの加ふるを適當とす

(ロ) 教養、保健、福利、共濟、慰安其の他の諸施設にして特に本團體の事業として行ふことを適當とするものは之を本團體の事業として行ふこと

(四) 事業場の事情に依りては前項(イ)のみを行ふ團體たるも差支へなきこと

(五) 本團體設置の勸奨は大體從業員百人以上の事業場を以て差當りの目標と爲すべきも事業場の事情に依り適宜考慮すること

(六) 本團體設置の勸奨に當りては其の趣旨を充分納得諒解せしむると共に之が運用に付ては設置の目的を充分に達成せしむるやう啓發指導に努め其の充實を期せしむること

(七) 事業場に於ける既存の團體若は機關にして本團體と精神機能を同じくするものある場合には別に本團體を設くるの趣旨に非ざること

(八) 本團體を設置したることを理由として労働組合の解散を強ふるが如き舉に出づることは之を避けしむること

◇銃後後援強化週間實施要綱

今般政府に於ては来る十月五日より同十一日迄一週

間本要綱に基き銃後後援強化週間を實施することとなり去八月二十日附書面を以て傷兵保護院より本會宛記事掲載方の依頼があつたので、本會關係者の参考に資する爲左に掲げる次第である。

銃後後援強化週間實施要綱(昭和十三年八月四日 次官會議決定)

一、趣旨

事業長期に亘るに從ひ銃後後援は益々其の重要性を加ふるに至れり此の秋に當り銃後後援強化週間を設け一層銃後後援に關する國民の認識を深め特に戰殘軍人の遺功を偲ぶと共に傷痍軍人及出征軍人等に對する感謝の念を昂揚せしめ以て國民各層の日常生活を通じ之が具現永續を圖り併せて傷痍軍人、戰殘軍人の遺族及出征軍人の家族等に對する援護の完璧を期せんとす

二、期間

自昭和十三年十月五日
至昭和十三年十月十一日 一週間

三、實施要項

(一) 慰靈並祈願

(イ) 各自戰殘軍人の墓參を行ふ等適當なる慰靈の方途を講ずるの外本週間に於ける各種會合、朝禮等に際しては戰殘軍人に對し一齊に默禱を捧ぐること

(ロ) 各自最寄の神社、寺院其他適當なる場所に於て傷病軍人の平瘞祈願並出征軍人の武運長久の祈願を行ふこと

(二) 隊保相扶の徹底

傷痍軍人、戰殘軍人の遺族及出征軍人の家族等に對する勤勞奉仕を一層徹底すると共に自營業を營む者に對しては其の營業の維持繼續を容易ならしむる様之が支援の方途を講ずること

(三) 小國民の教化
各學校に於ては本週間實施の趣旨に關し訓話を行ふの外修身、習字、作文等の教材に之を採取し戰殘軍人及傷痍軍人に對する尊敬感謝の念を

涵養せしむると共に戦死軍人の遺族の名譽に對する認識を深からしめ以て小國民の教化徹底を圖ること

(四) 軍人傷痍記章の傳達式舉行

成るべく本週間に於て軍人傷痍記章の傳達式を嚴肅に舉行すること

(五) 善行者の表彰

(イ) 傷痍軍人の接遇に關する善行者(團體を含む)の美德を賞揚する爲之が表彰を行ふこと

(ロ) 戰死軍人の遺族及出征軍人の家族の處遇其の他援護に關する善行者(團體を含む)の美德を賞揚する爲之が表彰を行ふこと

(ハ) 傷痍軍人中其の精神指導上範とするに足る者ある場合は之が表彰を行ふこと

(ニ) 戰死軍人の遺族、傷痍軍人及出征軍人の家族中孝子、節婦、賢母等ある場合は之が表彰を行ふこと

(六) 接遇改善協議會の開催

四、注意事項

(一) 本週間の實施に際しては質實を旨とし専ら實踐上の效果を收むることに重點を置き單なる一時的の催しに墮すことなく永續性を持たしむる様留意すること

(二) 各道府縣市町村其の他各種團體に於ては地方

の實情に應じ具體的細目の計畫を樹立して之を實施し其の實效を擧ぐるに努むること但し戦死軍人の慰靈祭に付ては靖國神社の大祭に際し別途之を考究すること

◇産業報國會規約の實例

産業報國聯盟の提倡に係る産業報國運動に付ては過般厚生省よりも勞資關係調整方策實施に關し通牒の發せられたこともあり、各社に於ても目下夫々産業報國會の設置準備を進めて居られるこことと思ふ。付ては其の場合の参考に資する爲めに先きに關東產聯產業和平委員會特別委員會に於ては産業報國會規約參考例(產聯パンフレット第十輯參照)を作成し、又最近産業報國聯盟に於ても本欄最後に示す如く規約例を發表したが、猶参考の爲既に設置を見た産業報國會又は類似の機關二三の規約を左に掲げる。

京王電軌産業報國會

映畫館、興行館、湯屋、旅館、理髮店、交通運輸業者等は傷痍軍人の精神的接遇改善に關する協議會を開催し夫々適當なる措置を講ずること

(七) 扇儲主懇談會の開催

傷痍軍人 戰死軍人の遺族及出征軍人の家族等の就職を容易ならしむると共に現に就職中の者の處遇に遺憾なからしむる爲め各種産業團體若是事業主等關係者は懇談會を開催して自發的に扇儲又は優遇に關する適宜の措置を講ずること

(八) 座席讓與の趣旨の徹底
汽車、汽船、電車、バス等の交通機關又は集會場等に於ては傷痍軍人に對する座席讓與の趣旨の徹底を行ふこと

綱 領

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す

一、我等産業人は産業は經營資本動労三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に當り從業員の福祉を圖り從業員は忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規 約

第一條 本會は京王電軌産業報國會と稱す

第二條 本會は京王電氣軌道株式會社の重役及從業員を以て組織す

第三條 本會は綱領及社是を體し意思疏通を圖り協心戮力事業發展に專念し勞資一體、産業報國の實を擧ぐることを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事項を行ふ

一、茶話會、懇談會等の開催其の他意思疏通上有益と認むる事項

二、敬神、修養、體育、慰安、娛樂、福利共濟、生活改善等に關し本會に於て行ふを適當と認むる事項

三、作業改善、能率増進、無駄排除、安全衛生等に關する協力上必要な事項

四、國民精神總動員運動の徹底上必要な事項

第五條 本會に左の役員を置く

一、會長 一名

一、副會長 一名

一、委員 若干名

顧問として取締役會長、取締役社長を推戴す

第六條 會長は專務取締役其の任に當り一切の會務を統轄す

副會長は常務取締役其の任に當り會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

委員は健康保險組合互選議員及會長の指名したる者とす

石川島自彙會規約

一、本會は石川島自彙會と稱す

二、本會は本會の綱領を普及達成するを以て目的とす

三、株式會社東京石川島造船所重役及從業員は凡て本會々員とす

四、本會事務所を株式會社東京石川島造船所内に置く

第九條 本會の經費は會社に於て之を支辨す但特種のものに對しては會員より會費を徵收することあるべし

第十條 本規約運用上必要な事項は會長別に之を定む

昭和十三年八月

第十一條 會長は必要に應じ委員會を招集す

委員會は當事者間の意思の疏通を圖り、議事は懇談熟議を重ね合意を以て之を處理するものとす

第八條 第四條の事項遂行上必要ある場合は別に部會を設くることあるべし

五、本會に職員部及工員部を置く各部は各其の部分に恪遵し第一條の實踐に協力するものとす

六、各部は其の組織役員機關其の他本會の目的達成に必要な諸規則を別に定むるものとす

七、本會に左の役員を置く

一、會長 一名

一、副會長 二名

若干名

若干名

若干名

若干名

若干名

評議員は會員中より會長選任す

八、會長は本會を代表し會務を統理す

東京市電氣局產業報國會規約

第一章 總則

第一條 東京市電氣局產業報國會は東京市電氣局事業

三五

の公共的使命を體し之が改善進展を期すると共に會員の親和及福祉の増進を圖り以て事業一體產業報國の實を擧ぐる目的とす

第二條 本會は東京市電氣局所屬全員を以て之を組織す

第三條 本會の事務所は之を東京市電氣局内に置く

第四條 本會々員は左の信條を遵守すべし

一、會員は建國の本義に基き融合一體勤勞以て國に報ゆるの實を擧ぐべし

一、會員は公共事業從事員たるの職分に恪遵し誠實業務に服すべし

一、會員は規律を守り信義禮節の念を篤くすべし

一、會員は心身を鍛錬し質實剛健の氣風を養ひ人格の向上に努むべし

一、會員は技能を練磨し能率の増進を計るべし

第五條 本會に左の役員を置く

第二章 役 員

會 長 一 名

副 會 長 二 名

理 事 八 名

會計理 事 一 名

參 事 四十名

第六條 會長には局長を、副會長には運輸部長及電燈部長を推す

理事及會計理事は參事中より會長之を指名す

第七條 參事は左に掲ぐる者の中より會長之を指名す

一分 會 長

二 共濟組合部會委員及健康保險組合會議員

三 其の他會員中適當と認むる者

第八條 理事、會計理事及參事の任期は之を一年とす

前項の役員に嗣員を生じたるときは三十日以内に之を補闕し其の任期は前任者の殘任期間とす

第九條 會長は會務を統理し本會を代表す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは豫め會長の指名したる副會長其の職務を代理す

理事は會長の旨を承け本會の事務を掌理す

會計理事は會長の旨を承け本會の會計事務を掌理す

第三章 會 議

第一節 役 員 會

第十條 本會に役員會を置く

役員會は會長、副會長及參事を以て之を組織す

第十一條 役員會は會長之を招集す

參事定數の三分の一以上より會議に付すべき事項を示して役員會招集の請求ありたるときは會長之を招集すべし

第十二條 役員會は產業報國の目的を達成する爲左に掲ぐる事項を調査審議す

一 能率增進に關する事項

二 待遇福利に關する事項

三 災害防止に關する事項

四 教育修養に關する事項

五 保健衛生に關する事項

六 體育に關する事項

七 趣味娛樂に關する事項

八 營算決算

九 分會より提出されたる意見

十 其の他會長に於て必要と認むる事項

第十三條 役員會の議長は會長を以て之に充つ

第十四條 役員會は其の定數の半數以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

第十五條 役員會の議事は出席者の隔意なき協議懇談に依るを原則とし意見の一致を見たる事項は逐次實行するものとす

第十六條 議長必要ありと認むるときは事案に關係ある役員のみの會議を開くことを得

第十七條 會長は會員を指名し役員會の議事に參與せしむることを得

第十八條 役員會に書記二名を置く會員中より會長之を指名す

書記は役員會の庶務に從事す

第二節 總 會

第十九條 本會は毎年一回總會を開く但し會長必要あ

りと認むるときは臨時に之を開くことを得

第四章 事業

第五章 分會

三八

第二十條 本會の事業概目左の如し

一 出動將士の後援

二 愛國貯金

三 祝祭儀

四 講演會

五 講習會

六 展覽會

七 體育會

八 演藝音樂會

九 文藝會

十 園藝會

十一 娛樂會

十二 映寫會

十三 其の他目的達成に必要な事業

第二十一條 本會は別に定むる所に依り前條の事業に

必要なる費用を會費として納入せしむることあるべ

りと認むるときは臨時に之を開くことを得

第四章 事業

第五章 分會

三八

第二十二條 本會に分會を設く

分會は各課、院、車輛工場及各營業所毎に所屬會員

を以て之を組織す

第二十三條 分會に左の役員を置く

分會長 一名

幹事 六名

會計幹事 一名

總代 二十名以内

第二十四條 分會長は當該課、院長、車輛工場長又は

營業所長を以て之に充つ

幹事及會計幹事は總代中より分會長の推薦に依り會

長之を指名す

第二十五條 總代は左に掲ぐる者の中より分會長の推

薦に依り會長之を指名す

一 主任

二 共濟組合部會委員及健康保險組合會議員

三 其の他所屬會員中適當と認むる者

附則

第二十六條 第八條の規定は幹事・會計幹事及總代に付之を準用す

第二十七條 分會長は分會の事務を統轄し分會を代表す

幹事は分會長の旨を承け分會の事務を掌理し分會長

事故あるときは豫め分會長の指名したる幹事其の職

務を代理す

會計幹事は分會長の旨を承け分會の會計事務を掌理す

議件一 產業報國會規約例

森田幹事より產業報國會規約例の件に關し名古屋、

九州及大阪の各地出張懇談の模様に付、臘副委員長よ

り八月二十四日厚生内務兩次官の連署を以て各地方長

官宛發せられたる勞資關係調整方策實施に關する依命

於て起案したる產業報國會規約例に付逐條審議の結果

修正意見を決定し近日開催の產業報國聯盟理事會に於て臘副委員長より提出することとなつた。

◇關東產聯產業平和特別委員會報告

一、昭和十三年八月二十五日(木)午後二時

議件一 產業報國會規約例

森田幹事より產業報國會規約例の件に關し名古屋、

九州及大阪の各地出張懇談の模様に付、臘副委員長よ

り八月二十四日厚生内務兩次官の連署を以て各地方長

官宛發せられたる勞資關係調整方策實施に關する依命

於て起案したる產業報國會規約例に付逐條審議の結果

修正意見を決定し近日開催の產業報國聯盟理事會に於て臘副委員長より提出することとなつた。

第三十二條 總代會の調查審議すべき事項、會議、參

與及書記に付ては役員會に關する規定を準用す

三九

第3表 1) 全国(主要24市) 労働者生計費指數 内閣統計局調

年月	総指數	飲食料費	住居費	光熱費	被服費	其他の 諸費
昭和十二年七月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八月	100.6	101.1	100.1	101.0	98.7	101.0
九月	101.7	103.6	100.0	102.6	98.4	101.2
十月	101.8	102.5	100.1	106.7	100.6	101.4
十一月	101.6	101.6	100.3	110.7	101.0	101.7
十二月	103.0	103.9	100.5	111.4	101.5	102.1
昭和十三年一月	104.4	106.2	100.6	112.7	102.9	102.3
二月	105.8	107.2	101.2	113.4	109.2	102.5
三月	106.8	107.7	101.6	113.5	113.4	102.7
四月	108.0	108.8	102.0	113.8	116.7	103.4
五月	108.3	108.2	102.5	114.4	118.7	104.2
六月	109.0	107.8	103.1	116.2	122.8	104.7
七月	112.2	112.1	103.8	117.9	129.6	105.3
八月	113.3	114.4	104.0	118.7	129.8	105.3
九月						
十月						
十一月						
十二月						

(2) 全国(主要10市) 給料生活者生計費指數 内閣統計局調

年月	総指數	飲食料費	住居費	光熱費	被服費	其他の 諸費
昭和十二年七月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八月	100.6	101.2	100.1	100.9	98.8	101.0
九月	101.7	103.7	100.0	102.3	98.4	101.1
十月	101.8	102.5	100.2	106.2	100.8	101.3
十一月	101.6	101.3	100.3	110.2	101.2	101.5
十二月	102.3	103.7	100.4	110.6	101.6	102.3
昭和十三年一月	104.2	106.3	100.5	111.3	103.1	101.9
二月	105.5	107.2	101.0	111.7	109.7	102.0
三月	106.3	107.5	101.4	111.9	113.8	102.3
四月	107.5	108.6	101.7	112.2	117.3	103.0
五月	107.7	107.9	102.1	112.9	119.4	103.7
六月	108.4	107.7	102.6	114.4	123.5	104.0
七月	111.6	112.5	103.2	115.7	130.1	104.8
八月	112.7	115.1	103.4	116.4	130.2	104.7
九月						
十月						
十一月						
十二月						

其後の小賣物價及生計費指數(第四回)

備考 既刊「小賣物價及生計費指數」空欄の個所に適宜
お書き願ひ度し

第1表 小賣物價及生計費指數(昭和七年基準)

項目 年月	日本銀行調 東京小賣物價指數	商工省調 全場小賣物價指數	朝日新聞社調 全國生計費指數
昭和六年平均	99.1	99.6	—
七年平均	103.0	100.9	100.0
八年平均	108.4	109.3	102.6
九年平均	108.7	111.4	106.1
十年平均	110.8	113.6	110.0
十一年平均	116.4	118.9	112.7
十二年平均	127.4	130.8	117.6
十三年平均			
昭和十三年一月	134.9	138.9	121.3
二月	139.2	143.2	122.4
三月	140.9	146.7	123.9
四月	144.4	148.8	125.0
五月	144.4	148.3	125.1
六月	143.9	149.1	126.0
七月	145.7	156.3	128.2
八月	148.5	160.0	
九月			
十月			
十一月			
十二月			

第2表 全國(主要13市) 勤労者生計費指數(大正3年7月基準)

年月	総指數	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費
昭和七年平均	164.0	138	241	160	121	179
八年平均	168.3	142	236	170	139	180
九年平均	174.1	152	234	181	147	180
十年平均	180.5	166	233	178	146	182
十一年平均	184.9	173	233	183	151	183
十二年平均	192.8	181	233	199	168	189
十三年平均						
昭和十三年一月	199.0	188	233	224	172	195
二月	200.8	189	233	225	182	195
三月	203.2	190	234	226	191	196
四月	205.0	193	234	230	194	197
五月	205.1	192	233	234	197	198
六月	206.6	192	233	238	204	199
七月	210.3	194	234	242	220	199
八月						
九月						
十月						
十一月						
十二月						

	総指数	飲食料費	住居費	光熱費	被服費	其他消費
(3) 東京市労働者 生計費指數	八月分	113.4	116.2	102.9	114.6	128.3 107.0
(4) 大阪市給料生 活者生計費指 數	八月分	112.4	116.7	102.5	113.1	129.2 105.6
(5) 大阪市労働者 生計費指數	八月分	112.8	116.4	102.6	112.3	132.1 102.4
(6) 大阪市給料生 活者生計費指 數	八月分	112.1	116.2	102.6	110.4	133.3 102.0
(7) 名古屋市労働 者生計費指數	六月分	108.0	107.9	103.6	109.3	121.6 101.2
	七月分	110.8				
	八月分	111.9				
(8) 名古屋市給料 生活者生計費 指數	六月分	107.2	107.6	102.5	104.8	121.7 101.6
	七月分	109.8				
	八月分	111.1				
(9) 八幡市労働者 生計費指數	六月分	109.1	106.8	103.2	129.2	119.1 106.0
	七月分	112.2				
	八月分	112.4				
(10) 八幡市給料生 活者生計費指 數	六月分	107.8	105.8	102.9	123.1	119.9 105.6
	七月分	110.6				
	八月分	110.6				
(11) 札幌市労働者 生計費指數	六月分	109.6	107.7	103.1	109.5	123.6 108.6
	七月分	112.8				
	八月分	113.5				
(12) 札幌市給料生 活者生計費指 數	六月分	108.6	107.4	101.8	109.2	121.4 108.5
	七月分	112.2				
	八月分	112.9				

聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ閑却シテ論議セラレ加之矯激ナル労働竝ニ社會運動力產業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリトス此ノ秋ニ方リ全國ノ產業團體ノ緊密ナル聯契ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ產業經濟上共通ノ重要問題ニ付テハ共同ノ調查審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信ス敍上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月労働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於テ開催セラレタル全國產業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ茲ニ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各產業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ハ更ニ聯合シテ全國產業團體聯合會ヲ組織シ以テ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家產業ノ發展ニ寄與セムトス

全國產業團體聯合會事務局						
東京市麹町區丸ノ内一ノ二	日本工	業俱樂部ビル内	電話丸ノ内(23)	一五八一三四番	六二四番	九〇六二三四番
關東產業團體聯合會	東京市麹町區	丸ノ内一ノ二	日本工業俱樂部ビ	ル内	電話丸ノ内(23)〇六二四番	電話丸ノ内(44)四〇七三番
關西產業團體聯合會	大阪市西區土	佐堀通一	大阪市西區土	佐堀通一	大同ビル内	電話土佐堀(44)四〇七三番
中部產業團體聯合會	名古屋市中區	大池町	名古屋商工會議所内	二千代田ビル内	電話中(3)一一八一番	二四一二番
西部產業團體聯合會	福岡市天神町	西四ノ一	札幌商工會議所内	二千代田ビル内	電話西	五〇二〇番

産聯パンフレット既刊目録

第一輯 全産聯の使命と事業

實費郵稅共 五 錢
(殘部無)

第二輯 産業行政機構の改善と中小商工業

五 錢

第三輯 退職手當制度について

五 錢

第四輯 我國産業の特異性

五 錢

第五輯 退職積立金及び退職手當法について

五 錢

第六輯 稅制改革案の検討

五 錢

第七輯 佛蘭西の新労働法について

五 錢

第八輯 伊太利の産業及労働統制

五 錢

第九輯 ナチス獨逸の産業精神

五 錢

第十輯 ナチス獨逸の労務統制

五 錢

第十一輯 ニューヨークの諸相

五 錢

昭和十三年九月十三日印刷納本
昭和十三年九月十七日發行

實費郵稅共貳拾錢

編輯兼發行人

東京市荏原區小山町二八三番地

石川彌吉

印 刷 人

東京市深川區白河町四丁目二番地ノ一

松井方利

印 刷 所

東京市深川區白河町四丁目一番地ノ一

東京印刷株式會社

發 行 所

東京市總町馬九ノ内一丁目二番地

日本工業俱樂部ビルディング内

全國產業團體聯合會事務局

電話丸ノ内六〇八二二四三四番番番

振替東京七三四三四番番番

關東産聯相談部事業案内

一、調査

二、法規相談

三、労務管理相談

四、講師の紹介斡旋

五、工場鑑山見学視察の斡旋

備考

(一) 従業員待遇施設其の他一般労働問題に關する調査並に之に關する圖書資料統計等の供覽
(二) 工場法規、鑑業法規、労働者災害扶助法規及健康保険法規其の他労働關係法規の解釋説明、就業規則、扶助規則其の他諸規則に關する相談
(三) 勞務管理方法(例之職制、賃銀、時間、休日等)及福利施設(例之修養、娛樂、共濟、保險、退職手當等)に關する相談
(四) 産業經濟社會問題に關する講演會、講習會等に於ける講師の選擇、紹介、斡旋並に當聯合會關係者の講演斡旋
本會關係會社工場鑑山等見学視察の仲介斡旋

所在地 東京市麹町區丸ノ内一ノ二
日本工業俱樂部ビル
關東産業團體聯合會事務所内
電話 九ノ内〇五〇六二一三四四